

第2 予備的請求について

1 貸金業法が施行されたのは昭和58年11月1日であり、本件取引開始時において、貸金業法はいまだ施行されておらず、かつ、同法附則6条1項は、貸金業者がこの法律の施行前に業として行った金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約に基づき、この法律の施行後に、債務者が利息として金銭を支払ったときは、当該支払については、第43条第1項及び第2項の規定(みなし弁済の規定)は、適用されないとしているから、貸金業法が本件取引に適用される余地はない。したがって、本件取引において、超過利息の支払が貸金業法により有効な利息の債務の弁済とみなされる余地は全くなかった。

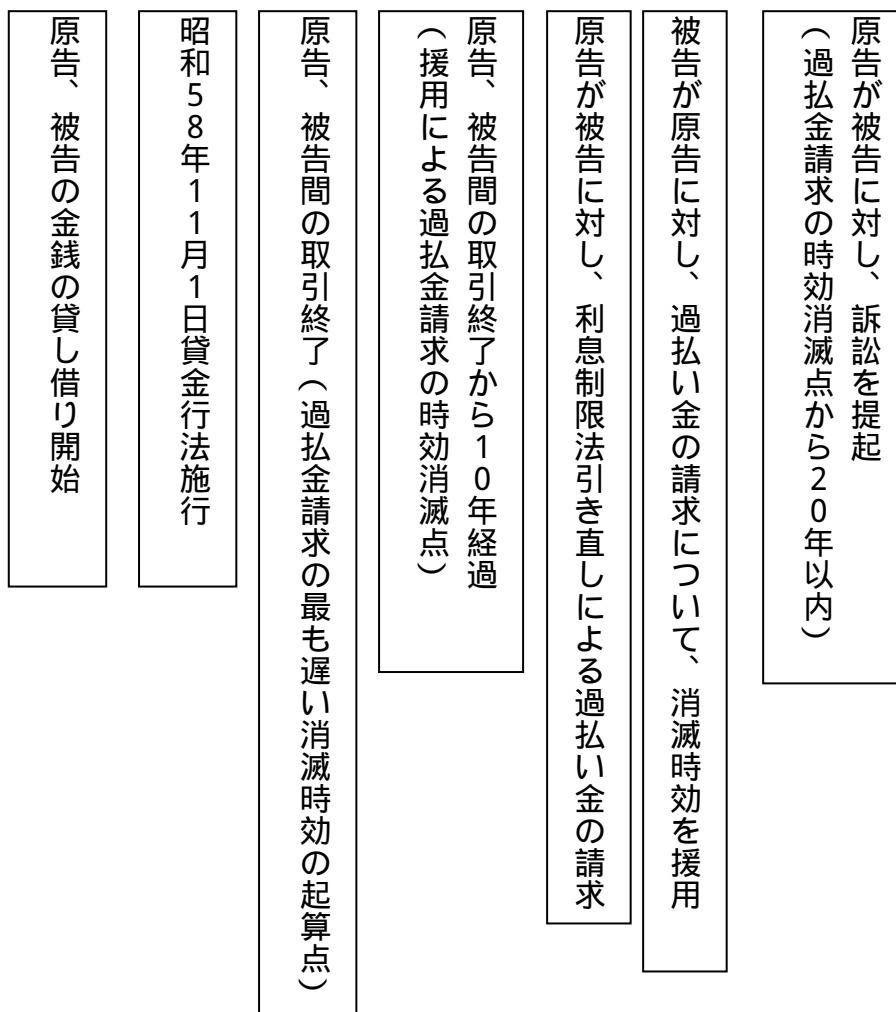
2 ところが、甲第1及び第2号証によれば、被控訴人は、本件取引開始当初は、年利にして47.45パーセント、昭和59年11月18日以降は、元本金が完済された昭和60年6月以降も、年利にして39.5パーセントもの違法な利率で計算された利息の支払を求め、その利息の支払を受領していたこと、約定利率は、最終弁済がされた平成2年9月当初においても年利にして36パーセントを超える高利であったことが明らかである。

3 利息制限法の各規定が強行規定であることは、その体裁上明らかであり、貸金業者である被控訴人は、当然そのことを認識していたと認められる。また、利息制限法1条2項及び4条2項に関し、判例(最判昭和39年11月18日民集18巻9号1868頁及び最判昭和43年11月13日民集22巻12号2526頁)が、同法所定の上限利率を超える利息及び損害金が支払われた場合に、その超過利息等は元本に充当され、元本が完済された後に支払われた弁済金については、不当利得として返還を求めることができるとの規範を採用し、それが法規範として通用していることも貸金業者にとっては公知の事実であると認められる。

そして、本件取引には貸金業法が適用されないこと(これも、被控訴人は当然に認識していたというべきである。)に照らせば、被控訴人が、本件取引において、支払われた超過利息を利息ないし損害金として適法に保持する余地はなく、適法な営業を前提とする限り、残元本があれば超過利息は元本に充当し、元本完済後の弁済金は不当利得とする以外の計算を行うことは、およそ観念できなかったのである。したがって、被控訴人は、本件取引にあっては、超過利息が支払われても、それを利息制限法所定の利率に引き直して債権管理を行うべきであったといわざるをえない。

そうすると、被控訴人は、法人としては、元本完済後の弁済金（本件取引にあっては昭和 60 年 6 月 26 日以降の弁済）についても、不当利得として返還せざるを得ないものであることも認識し、あるいは当然に認識すべきであったといえる。しかるに、被控訴人は、原判決別紙取引履歴一覧表記載のとおり、元本完済後も約定利率に従った利息の支払を求め、超過利息を受領し続けていた。債務者が、元本が完済されているのに、なお弁済として金員を支払おうとする場合は、元本の完済を認識していないと考えるのが通常であるし、それが利息制限法等の法令に精通していないことに起因することもまた明らかである。以上によれば、被控訴人がした過払金となる弁済金の受領行為は、債務者である控訴人の無知に乘じ、適法に保持し得ない金員を収受するものというべきであるから、社会的相当性を欠く違法な行為といわざるを得ず、民法 709 条所定の不法行為を構成する。

解説



本件事案についての第一の問題点は、利息制限法引き直しによる過払い金の請求が消滅時効に必要な期間が経過し、被告が消滅時効を援用したため、不当利得による返還請求ができなくなったことである。

そこで、原告（代理人弁護士以下同様）は、不法行為による構成で戦った。不法行為に基づく損害賠償請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。本件事案でいえば、上記起算点の知ったときを弁護士に相談したときと過程しても提訴まで3年以内であろう。また、不法行為に基づく損害賠償請求権の除斥期間は、不法行為時から20年であり、本件の場合、この期間は経過していないのであろう。本件事案は、貸金行法施行前からの取引開示の事案であり、特異な事例といえるが、その先例的価値は高いと言われている。今後は、貸金行法施行後の取引について、同様の手法が裁判所で認定されていくかが問題となろう。

（債権等の消滅時効）

民法第百六十七条 債権は、十年間行使しないときは、消滅する。

2 債権又は所有権以外の財産権は、二十年間行使しないときは、消滅する。

（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）

民法第七百二十四条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。